

令和元年度 第5回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

令和元年度第5回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和元年8月29日 14時00分	場 所	わくわくセンター (農村環境改善センター)
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 5 山田 隆見 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	3 前田 榮子 6 村上 浩司		
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 1名		
そ の 他 出 席 者	事務局長 泊野 秀三 書 記 寺西 修 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕		
議 事 録 署名委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美		
提出議題	議事 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について 議案第25号 農用地利用配分計画原案の意見聴取について 議案第26号 農業振興地域整備計画の変更について 協議事項 ・農地利用状況調査について ・空き家に附属する農地の別段面積について ・人権問題研修会について ・第2回農地等相談会について		

令和元年度第5回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和元年度第5回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。

また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをご知らせします。それでは、最初に会長がご挨拶申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 皆さん、お世話になります。お疲れさまです。雨が降るようになり、大変な季節になりました。農業においても大きな被害ができていないかと思ひます。大変な時期となり、いろいろなことがあるかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては1番の下河内委員と2番の中福委員を指名させていただきます。なお書記に泊野事務局長、寺西書記、奥原書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

寺西書記 はい、特にありませんが、本日は机の上に人権問題研修会の開催要領を置かせていただいております。こちらについて、後ほどご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、日程第4の議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

寺西書記 番号1。貸人、●●●●。住所、江田島町_____。借人、▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町切串_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,419㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「経営規模拡大のため、使用権を設定する」ということでした。

以上のことから、これらの申請は適当であると思ひます。ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思ひます。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この農地について、現地確認に、令和元年8月22日に確認に行っております。現地確認には、推進委員の島本さん、事務局の奥原さん、寺西さんと私とで確認に行っております。借人は、新規就農研修制度の三期生であります。現在、八畝ほどハウスがあるのですが、この八畝だけでは足りないということでした。また、貸人が体調が悪いということでしたので、このたび貸借をおこなう運びになりました。なんとかやっつけていけるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

田中委員 すいません。調査書のほうに、「借人はきゅうりを栽培する予定である」で、「現状で露地栽培を予定している」と書いてあるのですが、露地できゅうりを作るといふことでしょうか。

寺西書記 すいません。こちらは表現が難しいところになるのですが、栽培方法としてはハウスでの栽培になります。作物としては、指摘通り施設栽培です。

田中委員 それでは、ハウスにはビニール貼るので、はがれたら露地栽培と同様ということ、露地、ということでしょうか。

寺西書記 はい。

田中委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 続きまして、番号2。譲渡人、●●●●。住所、江田島町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町三吉_____。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、雑種地。現況、畑。面積、114㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「譲渡人の希望により譲り受ける」ということでした。以上のことから、これらの申請は適正であると思ひます。併せてご審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員 沖美町の清水です。申請に間違いはありません。そして、これは余計な話かもしれませんが、最近、譲受人の方の旦那さんが亡くなられて、息子さんは市役所に勤務しておられます。なぜ息子さん相続しないのかな、と思いましたが、このたびの申請で下限面積が足りないということもあり、譲受人である▲▲さんが相続という話になったのではないかと思います。また、現地は道路の側ですので、便利がいいところになります。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。
以上で3条の審議を終わらせて、議案第22号の農地法4条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。追認の案件です。番号1、申請人、●●●●。住所、広島市_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、187㎡。
申請理由は、「相続により当該地を取得したが、固定資産税は宅地として賦課されており、建物も存在することから登記も宅地と思い込んでいた。当該土地の売買の話が生じたため詳細に調べたところ、当該地が農地であることが判明したため、適正な地目に変更するため、顛末書を添付の上、申請する」ということでした。木造平屋建、床面積、45.54㎡の居宅が建っています。また、残りの土地についても車両が入りにくいことから、展開場所として使用する状況です。
ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局の言われる通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。
以上で4条の審議を終わりました、議案第23号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。譲渡人、●●●●。住所、大柿町_____。譲受人、_____。住所、能美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、250㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅を建設するため、譲り受ける」ということでした。木造2階建、延床面積、119.65㎡の住宅を建築予定です。

この案件は、平成31年4月25日の総会において民事執行法による農地等の売却について、農地法第2条第1項の規定により、許可申請がなされた案件の農地法第5条による転用手続きに係る申請です。

ご審議をお願いします。また、本日お配りしました資料の中に、A4の1枚で、5条1番参考図というものがあります。議案の方に記載されております地番図が、合筆前の情報しかなかったため、今回の売買にあたって、地番が1つになっているものを添えさせていただいております。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局の言われる通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。
以上で非農地証明申請の審議を終わりました、議案第24号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町切串_____。現況地目、畑。面積、1,285㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町_____、

●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町_____、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和元年9月1日。終期、令和6年6月30日。借賃、年、86,000円。借賃の支払い方法、現金。期間は4年10ヵ月です。継続の案件です。

番号2、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町切串_____。現況地目、畑。面積、1,400㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町_____、■●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、沖美町_____、◆◆◆◆。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、令和元年9月1日。終期、令和4年7月31日。借賃、なし。借賃の支払い方法、なし。期間は2年11ヵ月です。新規の案件です。以上で説明を終わります。

議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。なにか、ございますか。

山田委員 今、ここに▲▲さんのハウスの案件が出ていますが、これは▲▲さんが自分の持ちハウスを建てるまでに、●●さんの畑を借りて使っていたところです。今ここに植えてあるのは、薬草みたいなものを植えております。▲▲さんがハウスが7畝か8畝ぐらいしか持ち合わせてないので、こちらを借りて作るのもよいのではないかと思います。次に、2番の◆◆さんが借りている農地については、今は実際にはらっきょうが植えてあるのですが、管理をしていないので木の様に大きくなっている状態です。これを手入れすれば、またいい農地になるのではないかと思います。以上です。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この計画について、決定することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、決定とします。以上で農用地利用集積計画の決定についてを終わりにして、議案第25号の農用地利用配分計画原案の意見聴取についてを、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、●●●●。住所、大柿町_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。住所、広島市中区大手町四丁目2番16号。利用権を設定する土地。沖美町岡大王_____。現況地目、畑。登記面積、928㎡。沖美町岡大王_____。現況地目、田。登記面積、938㎡。沖美町岡大王_____。

現況地目、田。登記面積、1,738 m²。沖美町岡大王_____。現況地目、田。登記面積、961 m²。種類、賃借権。内容、畑及び水田。始期、公告日の翌日。終期、令和11年12月31日。借賃年額は、1959番8が年額4,640円、1959番9が年額4,690円、1960番が年額8,690円、1961番が年額4,805円です。支払方法は、毎年11月末までに、利用権を受ける者の指定する口座から口座引き落としです。

以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、みなさんの意見を伺いたいと思います。なにか、ございますか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この案件について、意見無しで回答してよろしいでしょうか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、意見無しでの回答とします。

以上で議案第25号の農用地利用配分計画原案の意見聴取につきまして、議案第26号の農業振興地域整備計画の変更についてを、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 1番から7番までの7件を農用地から除外するものです。位置番号1は墓地にするためのものです。2番から7番は太陽光発電施設設置のため農用地から除外するものです。

続いて46ページをご覧ください。2件を農用地に編入するものです。位置番号8番と9番につきましては、以前、太陽光発電施設設置のために、農用地から除外していたことがありましたが、必要なところを分筆して、残りの部分を農用地へ編入するために申請するものです。以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、みなさんの意見を伺いたいと思います。他にご意見、ご質問はありませんか。

山田委員 これは、以前の太陽光で出てきた議案でしょうか。

議長 そうです。その残りの部分を農用地に戻しています。

山田委員 それは、法面ということになるのでしょうか。他の農地を農地に返すということでしょうか。どのように処理をされますか。

議長 法面ではありません。

久保書記 位置図は46ページになります。写真としては、今からお配りしております、写真のような形となっております。計画としましては、10月頃に太陽光発電の設置を考えておまして、残りの部分にハウスの建設による集荷を考えておられます。

議長 そしたら、農地に戻すとしても、なぜ農用地に戻すのかという疑問が残りますね。やめかけたところですし、その農地であれば普通に栽培すればいいと思いますが。農用地は農業を専用にするための地帯ということになりますし、元が農用地であったから、農用地に戻すということでしょうか。ちょっと矛盾を感じることもありますね。

山田委員 まあ、ビニールハウスを建てるということなら、よいのではないのでしょうか。

議長 他に、なにかありますか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この計画の変更につきまして、意見無しで回答することに異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、意見無しでの回答とします。
以上で農業振興地域整備計画の変更についてを終わらしまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

5 協 議 事 項

寺西書記

- ・農地利用状況調査について
- ・空き家付き農地の協議について
- ・人権問題研修会について
- ・第2回農地等相談会について

6 そ の 他

議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。